



# 島根県報

平成30年9月7日（金）

第3,038号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を  
改正する規則 (人 事 課) 2

### 【告 示】

生活保護法の規定による介護機関の指定 (地 域 福 祉 課) 3

生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 ( " ) 3

指定施業要件の変更予定保安林（5件） (森 林 整 備 課) 4

保安林の指定の解除（2件） ( " ) 7

森林法第189条の規定による告示及び掲示 ( " ) 8

### 【公 告】

公共測量の終了 (技 術 管 理 課) 8

**公布された条例等のあらまし**

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第77号）

## 1 規則の概要

- (1) 被災職員等から災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合は、所属機関の長は、実施機関に対し速やかに報告しなければならないこととした。（第3条関係）
- (2) 実施機関は、災害が公務又は通勤により生じたものでないと認定したときは、被災職員等にその旨を通知しなければならないこととした。（第4条関係）
- (3) 実施機関は、被災職員等に補償に関する通知をするときは、審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする事とした。（第19条関係）
- (4) その他規定の整理

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

---

**規 則**

---

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第77号**

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年島根県規則第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「第21条」を「第22条」に改める。

第3条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。

第4条中「報告を受けた」を「規定により報告書が提出された」に改め、同条に次の1項を加える。

2 実施機関は、前条の規定により提出された報告書に係る災害が公務又は通勤により生じたものでないと認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

- (1) 実施機関の長の職氏名
- (2) 被災職員の氏名
- (3) 傷病名
- (4) 災害発生年月日
- (5) 公務上の災害又は通勤による災害でないと認定した理由

第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条の2の次に次の1条を加える。

（審査の申立ての教示）

第19条 実施機関は、第4条第1項若しくは第2項又は第9条の規定による通知をするときは、条例第19条第1項の規定により審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 島根県告示第601号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成30年9月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
有限会社 フジ	仁多郡奥出雲町三成 1622-3	居宅療養管理指導	みなり薬局	仁多郡奥出雲町三成 1622-3	平成30年8月16日
有限会社 フジ	仁多郡奥出雲町三成 1622-3	介護予防居宅療養 管理指導	みなり薬局	仁多郡奥出雲町三成 1622-3	平成30年8月16日

## 島根県告示第602号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成30年9月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社NAGA SE	益田市土井町2番27号	居宅介護支援	ケアプランニング 「すみよし」	益田市本町3番19号	平成30年7月31日
株式会社NAGA SE	益田市土井町2番27号	通所介護	デイサービス 「まほろば」	益田市高津一丁目36 番7号	平成29年6月1日
株式会社NAGA SE	益田市土井町2番27号	小規模多機能 型居宅介護	小規模多機能ホー ム「まほろば」	益田市高津一丁目36 番7号	平成30年7月31日
株式会社NAGA SE	益田市土井町2番27号	介護予防小規 模多機能型居 宅介護	小規模多機能ホー ム「まほろば」	益田市高津一丁目36 番7号	平成30年7月31日
株式会社NAGA SE	益田市土井町2番27号	小規模多機能 型居宅介護	小規模多機能ホー ム「すみよし」	益田市本町3番19号	平成30年7月31日
株式会社NAGA SE	益田市土井町2番27号	介護予防小規 模多機能型居 宅介護	小規模多機能ホー ム「すみよし」	益田市本町3番19号	平成30年7月31日
株式会社NAGA SE	益田市土井町2番27号	通所介護	デイサービス「す みよし」	益田市本町3番19号	平成30年7月31日
益田市訪問看護・ 介護ステーション 株式会社 さく	益田市駅前町3-19	訪問看護	益田訪問看護・介 護ステーション さくらんぼ	益田市駅前町3-19	平成30年8月5日

らんぼ					
益田市訪問看護・ 介護ステーション 株式会社 さく らんぼ	益田市駅前町3-19	介護予防訪問 看護	益田訪問看護・介 護ステーション さくらんぼ	益田市駅前町3-19	平成30年8月5日
内藤 宗紀	益田市駅前町4番23号	居宅療養管理 指導	内藤内科外科	益田市駅前町4番23 号	平成30年6月30日
内藤 宗紀	益田市駅前町4番23号	介護予防居宅 療養管理指導	内藤内科外科	益田市駅前町4番23 号	平成30年6月30日
有限会社 あんず 薬局	出雲市西神西町518番 地6	居宅療養管理 指導	有限会社 あんず 薬局	出雲市西神西町518 番地6	平成30年5月31日
有限会社 とまと 薬局	浜田市殿町7-7	居宅療養管理 指導	とまと薬局	浜田市港町243-7	平成30年7月19日
有限会社 とまと 薬局	浜田市殿町7-7	介護予防居宅 療養管理指導	とまと薬局	浜田市港町243-7	平成30年7月19日

## 島根県告示第603号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年9月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

雲南市加茂町大竹285-3、287、345-1、345-2、346-1、349、350、351-1、481-1、487-1から487-3まで、491から493まで、577、578、579-1、805-5、867-4、868-1、868-2、869-1、870-1から870-5まで、871、872-1から872-9まで、873-2、885、886、889、894から896まで、957-2、964-2、964-3、964-5、964-6、965、975、987-13、989-4、997-3、1000-3、1000-4、1003-6から1003-9まで、1003-18、1004-3、1004-4、1005-2、1006-2から1006-8まで、1006-12から1006-14まで、1007-2、1008-2、1019から1029まで、1057-7、1149、1150

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

雲南市加茂町大竹481-1、577、578、579-1、805-5、869-1（次の図に示す部分に限る。）、870-3から870-5まで、872-2から872-9まで、873-2、885、886、889、957-2、989-4、997-3、1000-3、1000-4、1003-6から1003-9まで、1003-18、1004-3、1004-4、1005-2、1006-2から1006-8まで、1006-12から1006-14まで、1007-2、1008-2、1019から1029まで、1057-7

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(7) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

雲南市加茂町大竹158-2、163、164-2、666、673-1、673-3、811-1、874、875-1、875-2、876から879まで、880-1、880-2、881から884まで、985-1、985-3、1011、1081

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 島根県告示第604号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年9月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

雲南市加茂町神原1779、1780-1、1780-2

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 島根県告示第605号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年9月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

---

雲南市加茂町立原495-2、495-3、497-1、762、763-2

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第606号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年9月7日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

雲南市加茂町東谷353、1581-3、1610-11、1693-2、1694-2、1711-22、1711-23、1746-22、1746-23

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

雲南市加茂町東谷1581-3、1610-11、1693-2、1694-2、1711-22、1711-23、1746-22、1746-23

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

雲南市加茂町東谷637-1、637-2、1001-1、1003、1095、1095-1、1096、1097、1097-2、1098、1099、1101、1102-1、1102-4、1103、1104、1113、1117-5、1132-5、1133-1、1188-1、1635-1、1768-1、1769、1795-3、1795-4、1796、1797、1811、1812-1、1813、1912、1919

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 島根県告示第607号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年9月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

雲南市加茂町大西544-2、545-2、933-2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 島根県告示第608号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年9月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町向野田1904-4、1905-4、1906-1

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

---

#### 島根県告示第609号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年9月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
浜田市弥栄町木都賀イ2013-9、イ2022-6
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養かん
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

### 島根県告示第610号

平成30年島根県告示第84号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を江津市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成30年9月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
江津市桜江町鹿賀785、791-1	井川 幸雄
江津市桜江町鹿賀792-1	原田 康朗
江津市桜江町田津550-15	坂根 義敬
江津市桜江町田津107-1、549-4、549-11	坂根 常一

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成30年8月20日に終了した旨安来市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成30年9月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
平成30年4月1日から同年8月20日まで
- 3 作業地域  
安来市広瀬町富田地内